

## いじめ防止対策推進法の施行状況に関するヒアリングについて

### 1 趣旨

いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）附則第2条第1項には「いじめの防止等のための対策については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。」と規定されており、本法を所管する文部科学省として法の施行状況に関するヒアリングを実施した。

### 2 実施時期

平成28年3月から平成28年6月

### 3 ヒアリングの実施対象

(1) 都道府県・指定都市教育委員会（12の教育委員会を抽出）

担当課長、担当室長、担当指導主事等

(2) 市区町村教育委員会、学校（11都道府県を抽出）

指導主事、校長、副校長、教頭、生徒指導主事等

(3) 私立学校（3都道府県を抽出）

校長、教頭、生徒指導主事等

※学校についてはいじめの認知件数が0の学校、いじめの認知件数が相対的に多い学校を含めるように選定している。

### 4 聴取結果（別紙）

## 1. いじめの定義と定義に基づく認知について

### (1) 定義に基づく認知の成果等

- ① 文部科学省が、いじめの認知件数が多いことをプラスに考えると示したことは、学校現場としては、いじめの対応に関する意識改革につながっている。
- ② 文部科学省が示した、認知件数が多いことをマイナス評価としないとの見解により、従来と比べて、いじめの報告を上げやすくなった。学校から、いじめの認知件数をゼロとして教育委員会に報告した際、教育委員会から「本当に1件もいじめがないのか」と照会を受けるようになった。
- ③ いじめの認知に係る文部科学省の働きかけにより、教員も保護者もいじめに敏感になってきている。このことは非常に良い傾向だと思われる。
- ④ (教職員の意見として) 校長からは、1件でも多くのいじめを発見し、解決することが信頼につながると言われている。
- ⑤ 議会では、いじめの認知件数が多いことを特段問題であるとはしておらず、いじめを認知すること自体には概ね理解を示していただいている。文部科学省が発出している通知も議員に対する説明に使っている。
- ⑥ 先般、文部科学省から発出された全教職員向けの資料(いじめの認知に関する資料)は、分量も適当で、教職員への周知には有効であった。当該資料は、具体的な事例を示しながら周知しているため、教職員に理解されやすい。
- ⑦ 従来は、学校としては、教育委員会に報告するような重大ないじめしか認知していなかった。その結果、市内の全学校で16件しかいじめの報告がなかった。法が施行されて定義通りに認知するようになり、報告件数が3,000件にまでなった。
- ⑧ 従来では、いじめの認知件数が多いと問題だという意識が学校にはあったが、今は変わってきたと認識している。教員と子供・保護者との信頼関係が構築されている場合には、教員からのいじめの報告が多い。子供・保護者としては、当該教員に相談すれば、いじめについて解決してもらえと思っている。教員がいじめを認知しやすい状況にあるということは、子供・保護者との信頼関係を適切に構築できているという面がある。

### (2) 定義を厳格に当てはめて認知することの課題等

- ① いじめの定義が広いため、解釈の仕方が教員によって異なっているのが実態である。
- ② いじめの定義通りに認知を行い、莫大な数をいじめの認知件数として報告することについて、意義があるのか疑問を感じている。
- ③ いじめの定義に該当するものではあるが、報告すべきものであるのかという疑問がある。定義に該当するものを全て報告した場合、業務に支障が及ぶ。小学校低学年の場合、いじめの定義に該当するものを全て認知すると、学校として対応することは極めて困難であると感じている。

- ④ いじめを認知した場合、学校は加害側・被害側の児童生徒に指導等を行い、それぞれの保護者にも連絡して対応している。学校としていじめを認知したからには、全て適切に対応するようにしている。しかし、それを徹底するには限界がある。学校が組織的な対応を行うにしても、学校に過度の負担を求めることとなれば、結果、学校又は教員がいじめを報告してこないことにつながってしまうのではないかと。
- ⑤ いじめの定義通りに認知を行えば、小学校低学年の場合では、毎日1クラスで10件以上いじめが発生していると言えるのではないかと。いじめの定義には継続性に関する要素は含まれていないことは承知しているが、運用として、継続性のあるいじめを、学校におけるいじめの対策組織に報告することとしている。
- ⑥ いじめの認知を行うことの抵抗感
- ・ いじめには、行為に至るまでの人間関係、背景が必ず存在するはずである。しかしながら、法のいじめの定義においては、一回限りの行為も該当することとなるため、学校として直ちに「いじめ」と認知することに抵抗がある。
  - ・ 子供の成長にとって、人と人のぶつかり合いや葛藤等も必要である。そのような行為も、法の定義ではいじめに該当するが、学校現場ではこれをいじめとして捉えることに抵抗があるのではないかと。
  - ・ いじめの定義に該当する行為ではあるが好意から行った行為の場合など、「いじめ」という言葉を使わずに指導することは、当然、学校現場では行われていると思う。しかし、平素より子供に寄り添い、子供の気持ちを一番分かっているが故に、教員の心情として「いじめ」として報告することに抵抗を覚えるだろう。形式上、定義に該当するということが理解はできても、いざ対応するとすると難しい。
  - ・ 法の定義は、いじめを広く拾い上げようという趣旨を受けたものと理解しているが、このままではほぼ全ての子供が、いじめの加害者、被害者となってしまうため違和感がある。
- ⑦ いじめとして認知したからには、「いじめ」という言葉を使って指導しなければならないという先入観が、学校現場にはある。
- ⑧ いじめの定義に基づく認知により、いじめ全体への対応について、学校はより敏感になる。一方で、いじめの認知件数が多すぎると、重大ないじめを見極める感覚が鈍くなってしまうおそれがある。
- ⑨ 学校が、いじめの定義に基づき対応した結果、保護者や教員が、いじめにならないように、友達と関わらないよう指導する傾向にある。
- ⑩ いじめは重大な人権侵害と捉え、「いじめゼロ」を学校の目標として掲げてきた。このため、いじめの認知件数が多いことは良いことだと、学校として方針を急に転換しても保護者や地域には理解されにくい。
- ⑪ いじめの定義通りにいじめを認知して児童生徒を指導すると、指導が成り立たない状況が起こる可能性がある。好意から行った行為もいじめとなると、行為者（子供）やその保護者も納得せず、「こんなこともいじめなのか・・・」と理解を得られないことがある。

### (3) いじめを認知する上での具体的な課題

- ① 「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」(以下「問題行動等調査」という。)において、いじめから「けんかを除く」となっているが、「けんか」の定義が明らかにされていないため、何が「けんか」に該当するのか学校現場では分からない。
- ② 法の定義に該当するいじめを単純な暴力事件と捉え、対処している場合がある。これは、基本方針に「けんか」の定義を示さないまま、「けんか」を除くとしていることが関係しているのではないか。
- ③ 児童が授業中に大声を出したり立ち歩いたりするなどの行動があったため、友達が注意をすると、注意をされた児童が苦痛を受けたとしていじめに該当すると当該児童の保護者が訴えてくる。
- ④ ある生徒について、相性が悪いため他の生徒が距離を置いている場合において、避けられていると訴えてきた場合もいじめと捉えるべきか、判断が困難な面がある。

### (4) いじめの認知件数の計上方法

- ① 社会通念上のいじめと法の定義上のいじめには大きな隔たりがあることから、(後者を)「いじめ」ではなく別の言葉により取り扱った方が適切ではないか。「いじめ」という言葉を使わない方が認知件数は増えていくと思う。
- ② いじめの件数について、対応に〇〇日以上要したものを計上するなど、問題行動等調査における工夫が必要ではないか。即日解決した事案であっても法の定義に該当するいじめではあるが、それらの事案も含めて計上すると莫大な数となるため、問題行動等調査には計上しないこととするなど、工夫ができないか。
- ③ 問題行動等調査上のいじめ認知件数について、その場で解決したいじめと重大事態が、同じ1件と扱われていることに疑問がある。
- ④ いじめについて、ささいな行為のいじめと、社会通念上のいじめの2種類(2段階)に分けてもらいたい。2種類のいじめの件数を比較して公表するようにして、「社会通念上のいじめに発展させる前に、学校の対応によりこれだけ防ぐことができている」と見せることができれば、学校のいじめの認知に対するモチベーションも向上するものと思われる。
- ⑤ いじめの認知件数だけでなく、いじめに対処した数や解決した率などを調査し、公表してもらいたい。
- ⑥ いじめの認知件数の「報告」に関する煩わしさが影響しているのではないか。教員が管理職に報告する度に、「ここを確認して欲しい」などと当該管理職から指示があると、そのための対応に多くの時間を費やし、他の業務に影響がでることを懸念して、教員は報告することに消極的になるのではないか。

### (5) その他

- ① いじめの定義が広いということ、悪用する例が出てきている。例えば、本来転校が認められない事例について、保護者が、いじめの定義を利用していじめを理由に児童生徒の転校を学校等に求める場合がある。

- ② いわゆる「中一ギャップ」により、いじめの認知件数が中学校で上昇すると一般的には言われているが、実際は、法の定義に基づく認知ができていないことが要因である。適切にいじめについて認知すれば小学校のいじめの件数が圧倒的に多くなり、中学校になると下がるようなグラフになる。実際に当市では、積極的にいじめを認知し、そのような認知件数の傾向を示している。
- ③ 旧来のいじめの定義が教職員に根付いていると思われる。教職員の中には、現在の法の定義に基づいていじめを認知することが、「本当に適切なのか」という思いがあるようである。
- ④ いじめに対して、若手教員はまだまだ認識が浅い。学校組織の中に中堅教員が少ないことが影響して、若手教員に対するいじめの対応の継承が課題となっている。

## 2. いじめ問題に対する組織的対応について（総論）

- ① いじめへの対応について、学校として組織的な対応を取れば、個々の先生の支援につながるなど、積極的に捉えられるように意識改革をする必要がある。
- ② いじめは教員の指導力不足で発生するという一般的な考えを払拭しなければならない。特に責任感が強い真面目な教員がそのような考えに陥りやすく、いじめを一人で抱え込む一因となっている。このことを管理職が認識し、学校のいじめに対する組織的対応について、全教職員に周知する必要がある。
- ③ いじめ防止対策推進法は「全件組織的対応」を求めていると聞いたが、これを徹底すると、学校におけるいじめへの対応が機械的・形式的になり、（重大な結果を生む可能性のある）特別の対応が必要な事案を見極める力を失ってしまうのではないか。
- ④ 法律上のいじめの定義に該当するものを、教職員から学校のいじめ対策組織へ全て報告させた場合、学校の生徒指導担当者の負担が膨大となる。学校に、授業を担当せず生徒指導について専任で担当する教職員が配置されるのであれば、対応は可能かもしれない。
- ⑤ 学校のいじめ対策組織においては、
  - ・ 児童生徒からの相談窓口としての機能
  - ・ 課題のある児童生徒の情報を教職員間で共有する場
  - ・ 出席停止措置に向けた対応を協議など、機能を発揮している。
- ⑥ 教育委員会から学校に対しては、学校が設置するいじめ対策組織については、事案に対し機動的に対応できるよう柔軟性のある組織とするよう指導している。
- ⑦ 小学校におけるいじめ対策の体制が弱いことは、担任制であることが、一つの要因となっている。児童はいじめについて担任にしか相談しない傾向にあり、学校が児童や保護者にアプローチする際も、結局は、信頼関係が構築されている当該担任が対応することとなる。担任が不在の時に、いじめに係る対応を行うことが困難な場合がある。

### 3. いじめ防止基本方針の浸透状況について

- ① 学校のいじめ防止基本方針（以下「基本方針」という。）において、関係機関との連携を明記しており、実際に促進されている。特に警察との連携を進めた結果、児童生徒による加害行為の抑止力となっている面がある。
- ② 学校の基本方針が十分に機能しているかどうか懸念している。学校間の差が激しい状況にある。基本方針がA4で2枚くらいの学校もある、基本方針をつくってそのままになっているおそれもある（教育委員会からの意見）。
- ③ いじめの認知件数が増加傾向にならないことは、学校の基本方針が十分に機能していない結果ではないかと懸念している。
- ④ 学校の教職員が基本方針を適切に把握・理解しているとは言えないが、いじめ対策に係る年間計画は、学校において十分に行われている。学校としては、新年度に再度、基本方針を教職員に周知することとしている。
- ⑤ 学校として、年度末に学校の基本方針の見直しを実施し、ホームページにおいて公表することとしている。
- ⑥ 学校においては、毎年、年度初めに教職員間で学校の基本方針の読み合わせを行い、共通理解を図っている。
- ⑦ 学校においては、学校便りやPTA集会なども活用し、学校の基本方針を保護者等に周知している。
- ⑧ 教育委員会としては、「〇〇年度いじめ防止基本方針」と学校の基本方針を作成するよう学校を指導し、毎年度更新させている。また各学校のホームページのトップページから基本方針を閲覧ができるようにすることを学校に求めている。
- ⑨ 学校の基本方針は、教育委員会で基本方針に規定する事項のポイントを示して、各学校で追記するような方法をとって作成させているので、域内の学校において大きな差異がないものとなっている。
- ⑩ 学校の教職員は、年度当初だけではなく、いじめに係るアンケート調査の結果を外部に示す際など、実際に必要な場面で、その都度、学校の基本方針により対応を確認している。
- ⑪ 学校は、いじめに係る事案が発生した際に、学校の基本方針に基づき対応している。事案が発生した時に、学校の基本方針を改めて確認して対応するようにしている。
- ⑫ 国の基本方針において、もう少し具体的に、いじめに係る組織的対応について記載してほしい。

#### 4. 学校組織内の情報共有について

- ① 学校内で教職員から報告があったいじめは、管理職、学年主任、担任等から構成する組織「生徒指導委員会」で共有している。些細な行為であれば当該委員会は参集しない。生徒指導委員会は月に1回開催している（小学校の例）。
- ② 学校内においては、いじめに限らず些細な行為も含めて、問題行動とされる事案は担任、学年主任、生徒指導主任及び主幹教諭で共有している。共有した事案を主幹教諭から教頭へ報告し、教頭から校長へ報告する形をとっている（中学校の例）。
- ③ 学校内に毎月開催する生徒指導委員会を設置しているが、いじめが発生する度に参集することは困難であるため、いじめへの対応結果の報告を当該委員会にする。緊急の案件は、その都度、管理職、主事、担任らで会議を開催している。
- ④ 学校内で、生徒指導部会を2週に1回実施している。蹴った、殴ったといった暴力を伴う事案は発見次第、即校長へ報告している。いじめかどうかの最終判断は校長が行うが、基本的に校長が把握したものは全ていじめとして計上している。
- ⑤ いじめを学校の組織に報告する対応について、例えば、学校内の共有データベースに件数のみを報告するという対応であっても、徹底できない場合がある。教職員が管理職に報告することにより、管理職から事案について詳しく聞かれ、貴重な時間を奪われることとなるので報告をためらうことが理由である。
- ⑥ 学校内におけるいじめの認知に係る情報共有は、教職員が多忙であるため困難な面がある。教職員がパソコンを開く時間もない学校もある。付箋を使用して共有するなどの対応が現実的である。
- ⑦ 小学校においては、担任教員は、自分のクラスでいじめがあると不祥事を起こしたかのような感覚を持つ傾向がある。このため、学校内の組織に報告しにくい雰囲気がある。
- ⑧ 若い教職員が増えているため、初任者研修等において、学校内のいじめを含めた問題行動に係る情報共有について、指導している。



## 5. 学校から設置者へのいじめの報告について

- ① 学校から教育委員会に対するいじめの報告は、学校内で事案が解決している場合は、いじめの認知件数だけでよいと思う。
- ② いじめに係る事案で保護者が関わったものは、内容も含めて学校から教育委員会に報告している。
- ③ いじめに係る重大な事案は発生時に学校から教育委員会に報告する。軽微な事案については、教育委員会が示した様式（件数とそれぞれの事案の内容を記載）により、月1回学校から教育委員会に報告することとなっている。
- ④ 教育委員会として、いじめに係る重大な事案が発生した際は、その都度、学校に報告を求めている。それに加え、月に1回の校長会議、2ヶ月に1回の生徒指導主任会議において、各学校における事案の報告を求めている。
- ⑤ 市教育委員会として、毎月末に、学校から認知したいじめ事案をまとめて報告させている。いじめの内容を詳しく報告してもらうこととしており、不明な点があれば、教育委員会が報告を受けた後、学校に対して個別に詳細を確認している。緊急的なものや重大なものは発生時に教育委員会への報告を行うよう、学校に求めている。
- ⑥ 県立学校におけるいじめについては、学校から県教育委員会に対して、重大事態を除き毎月1回報告を行うよう求めている。報告内容は、名前、学年、概要、解決の有無であり、学校の負担にならないようにしている。
- ⑦ 市町村教育委員会によっては、いじめについて過度に詳細な報告を学校に求めている場合もあるので、教育委員会に改善を求めているところである。過度に詳細な報告を要求すると、学校はいじめを積極的に認知しなくなる傾向がある。いじめの報告に係る書類作成によって、学校の教職員が子供や家庭と向き合う時間が減らないようにしたい。

## 6. いじめの未然防止・早期発見について

- ① いじめの早期発見に係る取組として、生徒からのサインを見逃さないためのチェックリスト、アンケート（頻度は毎月又は学期ごと。様式は無記名・選択式又は記名・選択式）、対応マニュアル、面談（定期的に実施又はアンケート後実施）、生活ノート等、様々な取組を学校・教育委員会が実施しているが、学校・教育委員会ごとに取組に対する意欲に差がある。
- ② 問題行動の発生件数の多い、いわゆる荒れている学校の方が、早期発見への取組が充実している傾向にある。
- ③ いじめの早期発見に向けて、学校においてアンケートの実施や、個別面談、独自の取組を実施しており、総合的には月1回の頻度で何らかの取組が行われるようになってきている。県教育委員会としては、あまり学校や市区長村教委をしばるようなやり方は好ましくないと考えている。
- ④ 教育委員会が所管する学校においては、アンケート調査は統一形式で実施しており、選択式、無記名（ただし番号順に回収することによりおおよそ個人が特定できるようにする）が主流である。
- ⑤ 学校におけるアンケート調査は、複数回実施しているため、記名、無記名、選択、記述を織り交ぜながら実施している例が多い。
- ⑥ 学校におけるアンケート調査は、いじめの認知件数の向上に最も寄与している。調査方法において記名でも無記名でも認知件数の結果は変わらない傾向にある。
- ⑦ 小学校におけるいじめの認知は、アンケート調査だけでは不十分である。低学年の児童は、いじめについて文章化することが難しい。いじめに特化したものではなく、生活アンケート調査を実施するとともに、個別面談などで補完している。
- ⑧ 小学校においても、中高学年では家庭科、音楽、それぞれの担任の得意教科等で教科担任制を取り入れている。授業を通して複数の教員の目で児童を見ることで、いじめの認知の遅れや担任の抱え込みとならないよう工夫している。

## 7. いじめ事案への対応における課題について（保護者との情報共有等）

- ① 保護者が担任にいじめについて相談しても、当該事案について担任から管理職に報告がされていない場合がある。そのような場合、保護者が管理職と話をし初めて当該管理職が事案を把握することとなり、保護者が担任に不信感を持つことがある。
- ② 学校から保護者に対して、いじめに係る情報提供が遅れてしまうと、保護者に不信感をもたれてしまい、信頼関係を築くことができない結果となることが多い。
- ③ 保護者への対応時において、自分の子供が言っていることと学校の説明が異なるとして折り合いがつかない場合がある。いじめの対応の場合、被害側に重点を置いた対応とならざるを得ない部分があるため、保護者への対応では困難が生じる場合が多い。加害側の保護者が、いじめではないと主張して、被害側との間で学校が板ばさみになるケースがある。
- ④ 法の定義によるいじめは範囲が広いため、教員が見守ることで対応を終えることもあり、学校から保護者に報告しない場合もある。
- ⑤ いじめの事案について、教員が適切に生徒を指導し、子供同士で解決できる問題に対しても、保護者が納得されず、教員を挟んでやりとりを行うケースがある。
- ⑥ いじめの対応の中で、特に保護者との対応において、学校として弁護士に相談したいと思うことがあるが、相談しにくい状況にある。即時対応が必要なケースもあるため、弁護士については学校が身近に相談できる状態であることが望ましい。
- ⑦ いじめについて一通り学校側の調査は行われたが、更に調査を行っても新たな事実が出てこないことが見込まれる事案において、保護者が納得せず、弁護士やマスコミなど各方面に訴えて収拾がついていない事例がある。

## 8. 重大事態への対応について

### (1) 1号重大事態

- ① 学校現場としては、いじめの重大事態の範囲が広いという印象をもつ。重大事態においては、学校は組織を設けて調査を行うなどの対応が必要であり、その点が、教職員がいじめの報告を上げにくくなっている要因の一つとなっていると思われる。
- ② いじめの重大事態の基準については、国が数値的なものを示すと、その基準に達していないので重大事態ではないと学校が処理してしまうおそれがある。よって、重大事態の具体例を列挙することの方が適切ではないか。
- ③ 重大事態のおそれがある場合は法に基づき調査を実施し、調査の結果、いじめが確認されなければ重大事態ではないと整理されるべきである。現在は、重大事態の定義に「疑いがあると認めるとき」が含まれており、調査の結果、いじめに該当しなかった場合でも、重大事態となる。

### (2) 2号重大事態（不登校）

- ① トラブルのきっかけが生徒本人の責任によるところがあり、当該トラブルについて周りの生徒の目が気になり、不登校となってしまった場合なども、重大事態に該当すると思われるが、重大事態として扱うか否かの判断が難しい。
- ② 学校を長く休んでいた児童生徒が登校したときに、クラスの友人に「〇〇さん来たんだ」と言われたことを、「学校でこんなこと言われたので行きたくない」と苦痛に思い不登校となった場合については、学校としては、いじめの重大事態として報告することに抵抗がある。
- ③ 小学校の頃に受けたいじめが原因で中学校において不登校が起こっている生徒の場合など、不登校の重大事態については、学校の判断が容易ではない場合が多い。
- ④ ”恋愛のもつれ”によって不登校となった生徒の保護者が、学校に対して過度な要求を行い、学校が対応できない状況となり、教育委員会がいじめの重大事態として対処している。教育委員会としては、このような事案を重大事態として取り扱わなければならないことに強い疑問を感じている。
- ⑤ 不登校の件数が何万件もあり、その原因として法で定義されたいじめ（範囲が極めて広い）を受けている児童生徒は、かなりの人数に及ぶことが予想される。このため、いじめの重大事態の件数は、実際は更に多いものと思われる。
- ⑥ 不登校の状態にある児童生徒について、他の児童生徒との関係がより悪化することを恐れて、調査はしないで欲しいという要望が学校に寄せられる場合もあるが、法律では重大事態では必ず調査を行うこととなっている。この点について、学校が柔軟な対応ができるようにして欲しい。
- ⑦ 「重大事態」という文言について、1号と2号で変えた方が良いのではないか。不登校については、「重大事態」という言い方ではないほうが良いと思う。

## 9. その他

- ① 県教育委員会として、管理職を対象とした、いじめ対策に係る研修を各教育事務所単位で実施している。また、夏には、教員研修センターの研修を参考として、2泊3日で、いじめ問題の集中研修を教職員に対して実施している。
- ② 法律が施行され、又はいじめの中に犯罪であるものも含まれるということが広まって、児童生徒の意識が変わったと学校は感じている。
- ③ 小学校1年生と高校3年生では発達段階が全く異なる。法律に基づくいじめへの対応については、発達段階を考慮したものとする必要があるのではないか。
- ④ 教育委員会の附属機関を設置しない方針としている市町村教育委員会がある。県教育委員会として当該教育委員会に指導をしているところであるが、当該教育委員会にとっては、条例を制定することが心理的な障壁となっているようである。
- ⑤ 教育委員会の附属機関の委員を引き受けていただける方が少なくなっている。附属機関の役割は、いじめ防止対策の検討だと考えて委員を引き受けていただいている面がある。実際には、委員は重大事態の調査を担当するため、委員としては時間や労力という点で対応が困難であると感じている。
- ⑥ いじめの未然防止に係る対策として、例えば、いじめ発見のチェックリストについて、どう在るべきか、子供たちから教えてもらうことを検討している（子供たちがこのことを考える中でいじめの問題に向き合う効果が得られる）。国でも「全国いじめ問題子供サミット」を開催しているが、子供たちがいじめ問題に主体的に取り組むような取組が必要であると考えます。
- ⑦ いじめの初期対応に特化したリーフレットの作成などが、学校現場の対応には有効ではないか。多忙な教職員は大部な資料を読む時間的余裕がない。
- ⑧ 校長や学校現場を指導する指導主事（管理職）を目指す教職員が減少している傾向にある。減少すれば今後、いじめへの対応を含め、教職員の対応に係る質の低下につながりかねない。
- ⑨ いじめの解消率を高めることを目標として掲げることは良いが、加害者から形式的に謝罪させて解消とするなど安易な対応とならないよう教育委員会から学校に指導している。